総合サービス事業 サービスコード表(平成29年4月~)

A1:国基準の訪問型サービスコード表(平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けており、訪問型サービスのみなし指定を受けた事業所用)

文京区

ш * -	7- 1					合成	<u> </u>
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				算定単位
A1		訪問型サービス I				単位数 1,168	
A1	1113	訪問型サービス I・初任	イ 訪問型サー ビス費(みなし)- (I)	事業対象者·要支援1·2 (週1回程度) 1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	- 1月につき -
Α1	1114	訪問型サービスI・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一	1,051	
Α1	1115	訪問型サービスI・初任・同一			建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70% ×90%	736	
Α1	2111	訪問型サービスI日割		- W 1 6		38	- 1日につき
Α1	2113	訪問型サービスI日割・初任		事業対象者·要支援1·2 (週1回程度) 38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
Α1	2114	訪問型サービスI日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	34	
Α1	2115	訪問型サービスI日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% ×90%	24	
Α1	1211	訪問型サービスⅡ	- - - ロ 訪問型 - サービス費(み-	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位		2,335	 - 1月につき
Α1	1213	訪問型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,102	
Α1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% ×90%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	なし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77	- 1日につき
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69	
Α1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% ×90%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ		古类为各类 亚土拉克		3,704	
Α1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	ハ 訪問型 サービス費(み - なし)(皿)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	- 1月につき
Α1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% ×90%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		声类\\		122	- 1日につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
Α1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	1	122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70% ×90%	77	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	──特別地域加算 ──特別地域加算		所定単位数の 15%加算	15	1月につき
Α1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	リックリッピータスル・子		所定単位数の 15%加算	15	1日につき
Α1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	 	おける小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	10	1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	T MINISS THE	0317 W17 76 X 77 77 78 77 78 77 78 77 78 78 78 78 78	所定単位数の 10%加算	10	1日につき
Α1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	 	計算	所定単位数の 5%加算	5	1月につき
Α1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	7 四四四四次 可仁龙	正, 0日、70, 10八股穴川昇	所定単位数の 5%加算	5	1日につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向」	上連携加算	100単位加算	100	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I			(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000 加算	137	_
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	100	
Α1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(皿) 所定単位数の55/1000 加算	55	4
Α1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の 90% 加算	55	
Α1	6275	訪問型サービス処遇改善加算 V			(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の 80% 加算	55	